

# 「金融商品の販売等に関する法律」 に基づく勧誘方針

## お客さまへのお知らせ

「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、損害保険代理店としての勧誘方針を次のとおり公表しますので、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

1. 保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法およびその他各種法令等を遵守し、適正な保険販売を心掛けます。なお、保険販売に際しましてはお客さまにご理解いただけるような説明を行うよう常に努力して参ります。
2. お客様の保険に関する知識、経験、財産状況および契約を締結する目的を総合的に勘案し、お客様の意向と実情に適合した説明を行うよう心掛けるとともにお客さまの意向と実情に沿った適切な保険商品が選択できるように常に努力して参ります。
3. お客様と直接対面しない保険販売（例えば通信販売等）を行う場合においては、説明方法等に工夫を凝らし、より多くのお客さまに理解いただけるよう常に努力して参ります。
4. 万が一保険事故が発生した場合には、保険金のお支払いについて迅速かつ的確に処理するよう常に努力して参ります。
5. お客様にご迷惑をおかけする時間帯や場所、方法で勧誘はいたしません。
6. お客様の様々なご意見等の収集に努め、それを保険販売に反映していくよう常に努力して参ります。

代理店

東京都港区虎ノ門5-12-1

西松地所株式会社

TEL:03-5400-1361